

『新版 JAの人事管理』 正誤表

箇所	誤	正
34頁 25行目 訂正	「 <u>将米</u> に備えるコーチング」	「 <u>将来</u> に備えるコーチング」
70頁 10行目 訂正	心理・社会的 <u>稯能</u> を持つという	心理・社会的 <u>機能</u> を持つという

『新版 JAの人事管理』 新旧対照表

箇所	旧	新 【2024(令和6)年4月1日以降】
139頁 30行目 ※追加		キ 銀行又は証券会社における顧客の合併及び買収に関する調査又は分析及びこれに基づく合併及び買収に関する考案及び助言の業務(いわゆるM&Aアドバイザーの業務)
231頁 22行目	100分の <u>2.3</u>	100分の <u>2.5</u> ^{※1}
231頁 35行目	150人× <u>2.3%</u> = <u>3.45</u> → 3人 (1人未満端数切捨て)	150人× <u>2.5%</u> = <u>3.75</u> → 3人 (1人未満端数切捨て)
231頁 39行目	雇用労働者数が <u>43.5</u> 人以上(<u>43.5</u> 人× <u>2.3%</u> = <u>1.0005</u>)	雇用労働者数が <u>40</u> 人以上(<u>40</u> 人× <u>2.5%</u> = <u>1</u>)
260頁 まとめ表中	障害者雇用推進者(常時 <u>43.5</u> 人以上)	障害者雇用推進者(常時 <u>40</u> 人以上 ^{※2})

※1 2026(令和8)年7月からは、法定雇用率が2.7%に引き上げられます。また、法定雇用率の引き上げに伴い、雇用義務のある事業主は、雇用労働者数が37.5人以上($37.5人 \times 2.7\% = 1.0125$)である事業主となります。

※2 2026(令和8)年7月からは、障害者雇用推進者(常時37.5人以上)に引き上げられます。

【2024(令和6)4月1日以降】

箇所			明示すべき労働条件	明示方法
102頁表 <追加>	就業の場所及び業務	必ず明示すべき事項	①就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ②将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲	書面交付等による
102頁表 <その他の下に追加>	<u>有期労働契約の締結時及び契約更新のタイミングごと</u> <u>無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時</u>	必ず明示すべき事項	<u>更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無とその内容※1</u> ①転換申込機会 ②無期転換後の労働条件※2	書面交付等による

※1 契約の変更または更新時に更新上限を新設・短縮しようとする場合は、あらかじめその理由を説明しなければならない

※2 無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項について説明するよう努めなければならない

箇所	旧	新 【2025(令和7)年4月1日以降)】
243頁32行目 244頁13, 28行目 253頁26, 27, 35行目 254頁6行目	子の看護休暇制度	子の看護等休暇制度
244頁 29行目	小学校入学までの子	<u>小学校3年生修了までの子</u>
244頁 30行目	病気・けがをした子の看護のために、	<u>病気・けがをした子の看護や予防接種・健康診断、感染症の流行に伴う学級閉鎖や入園式・卒園式・入学式などの式典への参加のために、</u>
245頁 2行目	3歳に満たない子	<u>小学校入学までの子</u>
253頁 8行目	3歳に満たない子	<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>
253頁 30行目	小学校就学の始期に達するまでの子	<u>小学校第三学年修了前の子</u>
254頁 11, 12行目	・雇用期間が6か月に満たない ・週の所定労働日数が2日以下	・ <u>週の所定労働日数が2日以下</u> ※雇用期間の制限を撤廃
259頁 5行目	1,000人を超える事業主は、	<u>300人を超える事業主は、</u>

【2025(令和7)年10月1日以降】

253頁 6行目下に追加

(法23条の3)

3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者



事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げる措置のうち二以上の措置を講じなければならない。

1. 柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は以下の5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があり、労働者はその中から1つを選択して利用することができる。

- (1) 始業時刻等の変更
- (2) テレワーク等(10日以上/月)
- (3) 保育施設の設置運営等
- (4) 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- (5) 短時間勤務制度